

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5件

厚生年金関係 5件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 4件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 3件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成2年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月28日から同年3月1日まで
平成2年2月について厚生年金保険に加入していないとのことであるが(平成2年2月28日資格喪失)、同月の保険料が控除されている賃金台帳があるので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の供述、事業所が保管する社員カード、賃金台帳及び雇用保険の被保険者記録により、申立人がB事業所及び同事業所関連会社のA事業所に継続して勤務し(平成2年3月1日にA事業所からB事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成2年1月の社会保険事務所の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務を履行したか否かについては、事業主は納付していたかは不明としているが、事業主が資格喪失日を平成2年3月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年2月28日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年2月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成元年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月31日から同年4月1日まで
平成元年3月について厚生年金保険に加入していないとのことであるが(平成元年3月31日資格喪失)、同月の保険料が控除されている賃金台帳があるので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の供述、事業所が保管する社員カード、賃金台帳及び雇用保険の被保険者記録により、申立人がB事業所及び同事業所関連会社のA事業所に継続して勤務し(平成元年4月1日にA事業所からB事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成元年2月の社会保険事務所の記録から、17万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務を履行したか否かについては、事業主は納付していたかは不明としているが、事業主が資格喪失日を平成元年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成元年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月31日から同年4月1日まで
平成元年3月について厚生年金保険に加入していないとのことであるが(平成元年3月31日資格喪失)、同月の保険料が控除されている賃金台帳があるので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の供述、事業所が保管する社員カード、賃金台帳及び雇用保険の被保険者記録により、申立人がA事業所及び同事業所関連会社のB事業所に継続して勤務し(平成元年4月1日にA事業所からB事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成元年2月の社会保険事務所の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務を履行したか否かについては、事業主は納付していたかは不明としているが、事業主が資格喪失日を平成元年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成元年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 39 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月31日から同年4月1日まで
平成元年3月について厚生年金保険に加入していないとのことであるが(平成元年3月31日資格喪失)、同月の保険料が控除されている賃金台帳があるので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の供述、事業所が保管する社員カード、賃金台帳及び雇用保険の被保険者記録により、申立人がA事業所及び同事業所関連会社のB事業所に継続して勤務し(平成元年4月1日にA事業所からB事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成元年2月の社会保険事務所の記録から、15万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務を履行したか否かについては、事業主は納付していたかは不明としているが、事業主が資格喪失日を平成元年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を平成元年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月31日から同年4月1日まで
平成元年3月について厚生年金保険に加入していないとのことであるが(平成元年3月31日資格喪失)、同月の保険料が控除されている賃金台帳があるので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の供述、事業所が保管する社員カード、賃金台帳及び雇用保険の被保険者記録により、申立人がB事業所及び同事業所関連会社のA事業所に継続して勤務し(平成元年4月1日にA事業所からB事業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成元年2月の社会保険事務所の記録から、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務を履行したか否かについては、事業主は納付していたかは不明としているが、事業主が資格喪失日を平成元年4月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年3月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年3月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から44年3月までの期間、45年4月から54年6月までの期間、61年4月から同年6月までの期間及び61年10月から63年4月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることができない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月から44年3月まで
② 昭和45年4月から54年6月まで
③ 昭和61年4月から同年6月まで
④ 昭和61年10月から63年4月まで

私は、申立期間も所得が無く、毎年、免除申請をしていたのに、その記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は「毎年、免除申請をしていた。」と申し立てているが、社会保険事務所の記録によると申立期間②のうち、昭和50年4月から54年6月までの期間は、住所不明のため居所未登録（不在）者として別管理されていた記録があるほか、昭和61年度についても年度途中の61年7月から同年9月までの期間が納付済みとされているなど、毎年、免除申請を行っていたとは考え難い。

また、申立人が国民年金保険料の免除申請をしたとする申立期間については、市区町村及び社会保険事務所に免除申請をしていたことを示す記録等が無い。

さらに、申請免除は毎年手続が必要であるが、申立人の国民年金申請免除の申立期間は、合計157か月と長期間であり、10回以上の申請免除記録が行政側の瑕疵によって消失したとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除申請していたことを示す関連資料（免除承認通知書等）が無いほか、免除申請した場合に送付される免除承認通知書（又は却下通知書）について、申立人は「通知は送られて来なかった。」とするなど、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除申請したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間について、国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 1 日から 42 年 4 月 1 日まで

申立期間については、A事業所に勤務していた。同事業所はB事業所の下請けをしており、健康保険証はB事業所からもらっていた。健康保険証は持っていたから、厚生年金保険にも加入していたと思うので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が申立期間においてA事業所の親会社であるB事業所及びA事業所で雇用保険の被保険者になっていたことは確認できる上、A事業所の元事業主も、「期間は不明確であるが、申立人は勤務していた。」と証言している。

しかしながら、いずれの事業所も申立期間は国民健康保険組合に加入しているほか、B事業所（厚生年金保険の新規適用は昭和 21 年 8 月 1 日）及びA事業所（厚生年金保険の新規適用は 40 年 9 月 1 日）の厚生年金保険被保険者名簿には申立期間において申立人の氏名は無く、欠番も無い。

また、B事業所では、「A事業所の元事業主は、昭和 38 年度から 40 年度までの当社の社員名簿に記載されているが、申立人の氏名は確認できない。また、元事業主の元で働いていた従業員に関して、B事業所において健康保険及び厚生年金保険の加入手続をしていたかどうかは不明である。」と回答している。

さらに、A事業所は平成 12 年 12 月 7 日に全喪しており、申立期間において、申立人の申立てどおりの厚生年金保険加入の届出及び厚生年金保険料の控除を行ったか否かは確認できず、同事業所の元事業主は、「申立人が勤務していたことは覚えているが、申立期間当時、日雇労働者が多く、国民健康保険組合の組合員にはなっていないが、厚生年金保険には加入していない人が多かった。」と証言している。

加えて、申立人は、「申立期間当時、給料明細書は無かったように思う。」と供述しており、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除された事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 37 年 11 月まで

申立期間当時、A社B営業所はC駅前にあり、私はそこに籍を置き、D社E工場へ毎日出勤していた。仕事は同工場の加工品の発送などが主な業務であった。

当初（高校卒業後すぐのころ）は、アルバイトであったが、いつのころかは分からないが途中から保険料を払ってくれとのことで、支払っていたような記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたとするA社B営業所所属職員は、A社F支店の厚生年金保険被保険者として取り扱われていたが、社会保険事務所が保管している同支店の厚生年金保険被保険者名簿及び被保険者原票には、申立期間において申立人の氏名は見当たらない。

また、申立人は、申立期間の勤務形態について「アルバイトであった。」としており、A社F支店からは、「確認できる資料は無いものの、勤務形態がアルバイトの場合、厚生年金保険には加入していないと思われる。」との証言があるほか、申立期間当時の勤務状況や保険料控除状況について、同事業所では関係書類等を廃棄しており、申立人の勤務実態等を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間に同様の業務に従事していた同僚として名前を挙げた高校の同級生（1人）の厚生年金保険被保険者記録によると、この同僚も同事業所において高校卒業当時（昭和36年3月）から昭和37年8月までの期間は厚生年金保険被保険者とはなっておらず、37年9月1日以降被保険者となっていることから、申立人同様アルバイト社員であったため未加入期間が生じたものと推察される。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険第四種被保険者としての厚生年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月 31 日から 54 年 3 月 1 日まで

昭和 50 年 9 月に、厚生年金保険の加入期間が 20 年になるよう厚生年金保険第四種被保険者資格取得申出書を社会保険事務所へ提出し、54 年 2 月まで厚生年金保険料を納付した。その後、昭和 51 年 10 月 18 日から同月 31 日まで A 事業所において厚生年金保険に加入していたことが判明したため、51 年 10 月 18 日以降の第四種被保険者期間を取り消されたが、この期間について厚生年金保険料を返してもらった記憶は無いので、厚生年金保険被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「第四種被保険者として昭和 54 年 2 月までの厚生年金保険の保険料を納付した。」と申し立てているところ、社会保険庁が保管している厚生年金保険第四種被保険者原票によると、54 年 11 月 14 日付けで第四種被保険者の資格喪失日が訂正処理されていることから、申立人が 50 年 9 月から 54 年 2 月まで第四種被保険者として厚生年金保険料を納付していたことは推認できる。

しかし、厚生年金保険法（昭和 60 年改正前）第 17 条により、第四種被保険者は、厚生年金保険の適用事業所に使用され被保険者となったときは、第四種被保険者としての資格を喪失することが定められている。

また、A 事業所における資格取得届に記載されている申立人の厚生年金保険被保険者番号は、第四種被保険者の資格取得時の記号番号と同一であることから、申立人が事業所に厚生年金保険被保険者証を提出して資格取得の進められたものと考えられる上、同事業所も、「採用時に、厚生年金保険の加入の説明はしていた。」と回答しており、同事業所での厚生年金保険の資格取得について、申立人は承知していたものと推測される。

さらに、申立人は、第四種被保険者資格の喪失に伴って生じる過誤納金（第四種被保険者として既に納付している保険料）について、還付を受けた記憶が無いと主張しているところ、当該過誤納金の還付の事実を確認できる資料及び周辺事情は無いものの、事務処理に不自然な形跡は見当たらず、過誤納金については、第四種被保険者資格の喪失に伴い還付金額が決定後、本人宛に保険料等還付請求書を送付することによって通知され、本人からの請求に基づき還付されることが一般的であることから、当該過誤納金についても、昭和54年11月14日付けの第四種被保険者の資格喪失日訂正に伴い還付がなされたものと考えるのが相当である。

加えて、申立人は、「A事業所退職後に、再度第四種被保険者の加入手続は行っていない。」と供述しており、社会保険庁の記録においても、同事業所を退職した後に、再度第四種被保険者資格を取得した形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間における厚生年金保険第四種被保険者としての厚生年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。